

パブリック・コメント送付につきまして

合同会社新宿経済研究所 代表社員社長 岡本 修
〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目31-7-804
TEL 03-5341-4901 / FAX 03-5341-4960
okamoto@shinjuku-keizai.com

(提出番号：201901280000513024)

日本政府 御中

この度は『【案件番号：225018030】TLAC 規制等に係る銀行法施行規則・告示等の一部改正（案）等の公表について』につき、パブリック・コメントを送付する機会を得たことを感謝申し上げます。以下の通り、当社見解を送付しますので、ご検討またはご対応をお願い申し上げます。なお、このコメントにつきましては、『電子政府の総合窓口』で個別に提出しているほか、当社ウェブサイト (<http://shinjuku-keizai.com>) でも公表しております。したがって、当社の会社名、連絡先等について、日本政府において第三者に対し開示することにつき、一切問題がございませんことを付記いたします。

(1) 縦書き告示案の公表について

日本政府はパブコメ資料を縦書きで公表することを控えるべきである。また、金融庁に対しても適切な指導を行っていただきたい。一般的なPCは画面が横長であり、縦書き告示を表示するのに適していない。何度も指摘していることなので、そろそろ真剣に対応されたい。

(2) 期日の設定について

金融庁は2018年12月28日に金融規制関連で4本の告示案、監督指針案等を同時に公表し、いずれもパブコメの期日を1月28日に設定した。これはコメント者の実務面への配慮を著しく欠いた措置であり、こうした措置は極めて遺憾であり、受け入れがたい。担当閣僚におかれては金融庁担当官に対し、適切な行政を行うよう指導徹底を図られたい。

(3) 銀行告示第8条第6項について

カッコの入れ子の数が多すぎる下りがある。規制の明瞭性を著しく欠いており、不適切である。修正されたい。

以上